

シニア人材活用による賃上げ環境整備事業業務委託仕様書

1 目的

「埼玉県シニア人材バンク」（以下「シニア人材バンク」という。）を活用して生産性向上等を図り、賃上げにつなげる環境整備に取り組む県内中小企業を支援する。

なお、この事業は、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金の補助事業として実施する。

2 事業実施期間

令和8年4月1日から令和9年3月15日まで。

3 業務内容

シニア人材活用による賃上げ環境整備事業（以下、本事業）に係る（1）～（7）の業務。

（1）企業開拓員の配置

下記（2）～（7）の業務を実施するため、以下のとおり企業開拓員を配置する。

ア 配置人数

2名以上

イ 配置時間

月曜日から金曜日までの9時から17時まで

（祝日及び12月29日から1月3日までを除く）

（2）スキル・ノウハウを持つシニア人材によって生産性向上等を図り、賃上げにつなげる環境整備を目指す県内中小企業の掘り起こし

ア 県内中小企業に対し、県が実施する「シニア人材活用による賃上げ環境整備事業補助金（仮称）」（以下、「補助金」という。）を周知することにより、スキル・ノウハウを持つシニア人材によって生産性向上等を図り賃上げにつなげる環境整備を目指す県内中小企業の掘り起こしを行う。

イ 周知の方法は、訪問及びチラシの郵送等により行う。

（3）シニア人材活用により、当該企業の生産性向上等を図り、賃上げにつなげる環境整備に向けた方針づくりの支援及び確認

上記（2）により掘り起こしを行った県内中小企業について、企業開拓員が訪問等を行い、以下の業務を行う。

ア 企業の経営課題の確認

イ 求めるシニア人材像の確認

ウ 企業が、シニア人材により企業の経営課題を解決し、賃上げにつなげる環境整備に向けた方針づくりへの支援

エ 企業の方針が賃上げにつなげる環境整備となっているかの確認

(4) シニア人材バンクを通じた県内中小企業と上記の方針に合ったシニア人材とのマッチングの補助

上記（3）により方針を作成した県内中小企業について、企業開拓員は、県が別途実施する「シニア人材と企業をつなぐ埼玉モデルの推進事業」におけるコンシェルジュとの連携を図り、以下の業務を行う。

- ア シニア人材バンクへの登録支援
- イ シニア人材バンクにおけるシニア人材へのアプローチ支援
- ウ シニア人材バンクにおけるマッチング支援

(5) 県内中小企業とシニア人材が生産性向上等を図り、賃上げにつなげる環境を整備するための取組の支援

上記（4）によりマッチングした県内中小企業とシニア人材が生産性向上等を図り、賃上げにつなげる環境整備に取り組むことに対して支援する。

また、当該県内中小企業が県に対して行う補助金の申請を支援する。

(6) 本事業に係る好事例の県内中小企業への横展開の補助

上記（5）により補助金を申請した県内中小企業について、企業開拓員は、以下の業務を行う。

- ア 補助金を申請した県内中小企業に対する取材を行い、シニア人材活用により、当該企業の生産性向上等を図り、賃上げにつなげる環境を整備した事例を取りまとめる。
- イ 上記アの事例について、シニア人材バンクに掲載するなどの方法により、県内中小企業への横展開を図る。
- ウ 行政機関・県内商工団体・県内金融機関等を通じて県が行う横展開を補助する。

(7) その他、本事業に係る県の取組の補助

上記（1）から（6）に記載された事項以外についても、本事業に係る県の取組について補助する。

4 事業の目標値

スキル・ノウハウを持つシニア人材を活用して生産性向上等を図り、賃上げにつなげる環境整備に取り組む企業 50社

5 業務執行上の責務

- (1) 受託者は、契約書及び仕様書に記載された内容について、誠実に履行すること。
- (2) 受託者は、業務の実施について、県の指導、監督を受けるものとし、業務遂行上、疑義が生じた場合には、事前に県の指示を受けるものとする。
- (3) 受託者は、不測の事態により業務を実施することが困難になった場合、遅延なく県に連絡し、その指示に従うものとする。

6 著作権等

- (1) 第三者が権利を有する著作物（写真等）を使用する場合、著作権、肖像権等に厳重な注意を払い、当該著作物の使用に関して費用の負担を含む一切の手続を受託者が行うものとする。
- (2) 本業務に関し、第三者との間で著作権等に係る権利侵害の紛争等が生じた場合、当該紛争等の原因が専ら内閣府又は県の責めに帰す場合を除き、受託者は自らの責任と負担において対応するものとする。

7 情報の管理等

- (1) 本業務を実施するに当たり知り得た情報は、開示、漏えい、又は委託業務以外の用途に使用しないこと。また、そのために必要な措置を講じること。
- (2) 本業務を通じて取り扱う個人情報については、個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年埼玉県条例第50号）に基づき、適正に取り扱うこと。
- (3) 受託者は本業務に関わるものに対して、必要な個人情報の保護に関する研修を実施すること。また、特に個人情報を持ち出す際は取扱いに十分注意すること。
- (4) 受託者の責任に起因する情報の漏えい等により損害が発生した場合、それに伴う弁済等の措置は全て受託者が負担すること。
- (5) 上記(1)(4)については、契約期間の終了後においても同様とする。

8 その他

- (1) 受託者は、本業務に関わる者の人事管理について一切の責任を負う。
- (2) 受託者は、本業務において配置した全ての者に関して、県又は外部関係者、アンケート結果等により当人の適性に疑義が呈された場合、改善に向けて必要な措置を講じること。
- (3) 受託者は、本業務の実施に当たって、国、県、市町村等の各種取組と連携し、成果を最大限あげよう努めること。
- (4) 本業務の実施における危機管理体制（緊急連絡網等）については、本事業開始時に県に報告する。
- (5) この仕様書に定める事項及びこの仕様書に定められた事項以外に疑義が生じた場合は、県と協議を行うものとする。